⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑥　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑦　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑧　本工事は、若手技術者の登用を促すため、若手技術者（40歳以下）を主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として配置した場合に評価する試行工事である。

⑨　本工事は、トンネルの長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、覆工コンクリートの一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、覆工コンクリートの耐久性の向上を図るものである。

⑩　本工事は、「表層目視判定」「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである）。

⑪　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑫　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑬　本工事は、余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。受注者は余裕期間と実工期を合わせた全体工期内で、工事の始期及び終期を任意に設定することができる。なお、工事の始期は、特記仕様書に記載した発注者が見込んでいる余裕期間（日数）によらず設定することができる。また、終期についても全体工期内で設定することができる。

全体工期：契約締結日の翌日から令和12年２月６日（工事完成期限）まで（ただし、令和９年４月１日までに工事の始期を設定すること。）

⑭　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑮　本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。

ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。

⑯　本工事は、直接工事費の一部について、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。本工事は、直接工事費の別表２に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

⑰　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。

⑱　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

⑲　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。

⑳　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

㉑　本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。

㉒　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。

㉓　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

㉔　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

㉕　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年８月21日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）からＲ８―11　大覚野峠防災１号トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ」という。）、又は次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における一般土木工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成23年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が下記①の実績を有すること。各構成員が下記①、又は下記①⑷及び⑹の要件を満たす実績を有すること。

また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが、下記①の実績を有すること。

①　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の⑷から⑹の要件を満たす施工実績。

⑷　トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）40㎡以上であること。

⑹　トンネル施工延長が700m以上であること。

⑹　施工実績が適切なものであること。

ただし、⑷から⑹は同一トンネルでの施工実績であること。施工延長については掘削及び覆工を実施する区間の延長であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。